

食安検発0315第1号

平成23年3月15日

各 検疫所長 殿

検疫所業務管理室長

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震に関する救援物資の取扱いについて

検疫所における輸入食品等の届出の取扱いについては、平成16年11月19日付け食安発第1119002号「輸入食品監視指導業務基準（最終改正：平成22年10月21日付け食安発1021第1号）」にて実施しているところですが、標記貨物については、現状に鑑み、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、協力方よろしく申し上げます。

記

1. 災害対策本部等において救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を要しないものとする。

なお、荷受人、荷送人、品名、数重量等の情報については、事前に入手すること。

2. 貨物の特性から検査が必要と判断された場合には、当職あて協議願いたい。